

令和8年6月

産業廃棄物排出事業者 各位

一般社団法人広島県資源循環協会
会 長 三 谷 哲 也
(公 印 省 略)

〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47
Tel : 082-247-8499

電子マニフェスト少量排出事業者団体加入支援事業のご案内

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、産業廃棄物排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合、その適正処理の観点から廃棄物処理法により産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。

この産業廃棄物管理票には、「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」があります。

電子マニフェストの導入により、事務処理の効率化を図ることができるとともに、データの透明性が確保され、法令遵守を徹底できるなど、多くのメリットが得られます。

当協会では、広島県の委託を受けて、少量排出事業者の電子マニフェスト利用の普及を目的とした「少量排出事業者団体加入支援事業」を実施しております。

つきましては、事業内容を裏面に記載していますので、ご確認の上、ぜひこの機会に電子マニフェストの利用をご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

既に電子マニフェストに加入しておられる事業者の方におかれましては、より一層電子マニフェストを利用いただきますようお願いいたします。

《少量排出事業者団体加入支援事業について》

◆ 少量排出事業者団体加入

排出事業者が 20 以上集まって加入し、利用代表者が加入者の利用料金を一括して支払う等の条件を満たす場合に、年間の**基本料が 1 1 0 円**で電子マニフェストを利用できる制度です。

◆ 当協会が実施する「少量排出事業者団体加入支援事業」のメリット

- ・ 当協会が利用代表者となりますので、申込者自らが 20 以上の排出事業者を集めることや利用代表者の設定をする必要なく、少量排出事業者団体加入制度を利用できます。
- ・ 年間の**基本料が 1 1 0 円**で、マニフェスト登録 1 件ごとの使用料のみ（5 件までは無料）で電子マニフェストを利用できます。

マニフェストの使用件数が少ない排出事業者の方は、初期費用を抑えて電子マニフェストの利用を始めることができます。

※ 詳細はリーフレット及び県ホームページをご覧ください。

(県ホームページ URL)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/i-i2-manifest-denshimanifest.html>

【申し込み方法】

利用代表者である当協会から加入手続きを進めますので、以下の問合せ先へ、直接、連絡してください。

※その際、加入についての事前説明を行いますので、御承知おきください。

なお、加入にあたっては、事前に加入規約及び利用細則をご一読ください。

加入規約・利用細則 URL：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/youshiki/procedure/kiyaku.html>

○ お問合せ先

一般社団法人広島県資源循環協会

〒730-0052

広島市中区千田町 3-7-47

電話 082-247-8499

FAX 082-247-9719

この事業は、産業廃棄物埋立税を財源として実施しています。